

令和 6 年 1 月実施

財政援助団体等監査結果報告書
(補助金及び指定管理者)

陸 前 高 田 市 監 査 委 員

令和５年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団 体 名	補 助 金	所 管 部 課
北限のゆず研究会	陸前高田市心の復興交流事業補助金 974,000 円	福祉部こころ の復興支援室
特定非営利活動法人 Aid TAKATA	陸前高田市心の復興交流事業補助金 1,200,000 円	福祉部こころ の復興支援室

2 監査を執行した監査委員

宗 宮 安 宏 監査委員（識見） 木 村 聡 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和４年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和５年１２月２６日～令和６年１月２４日

概要説明日 令和６年１月２５日

5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和４年度予算書及び決算書
- (3) 当該補助金に係る交付要綱等
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

北限のゆず研究会

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

この研究会は、「北限のゆず」のブランド化を目指し、地域の資源である「北限のゆず」を地域及び生産の振興となるよう努めることを目的とし、平成 25 年 6 月 25 日に設立された。

イ 補助金の交付

令和 4 年度陸前高田市心の復興交流事業補助金については、令和 4 年 9 月 8 日に補助金交付申請が提出され、令和 4 年 9 月 9 日付けで補助金交付決定を受けている。

令和 4 年度の補助金額は 974,000 円であり、地域資源である「ゆず」を活用し、被災者の参画と交流機会の創出のための活動に要する経費に対し補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和 4 年 9 月 15 日に 779,200 円が請求され、9 月 28 日に指定口座に振り込まれている。また、令和 5 年 4 月 17 日には精算払として 194,800 円が請求され、4 月 28 日指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述した北限のゆず研究会が実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和 4 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
地域資源である「ゆず」を通して被災者への多様な参画や交流機会を継続的に生む仕組みを構築し、さらに地域活性化(ブランド化)に関わることでやりがいや生きがいを生み心の復興に寄与することを目的とする。	1 地域活動の企画と実施(趣味、栽培、自主企画等) 2 団体活動への参加(ゆず狩り、北限のゆずを楽しむ会等) 3 コミュニティ農園の建設・運営	1,014,465

(3) 収支状況

令和4年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	974,000	974,000	0
自 己 資 金	0	40,465	40,465
計	974,000	1,014,465	40,465

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
報 償 費	357,000	460,595	103,595
需 用 費	114,800	96,341	△19,459
役 務 費	117,700	260,019	142,319
委 託 料	160,000	160,000	0
使 用 料	0	38,510	38,510
賃 借 料	224,500	0	△224,500
計	974,000	1,014,465	40,465

(4) 監査の所見

令和4年度における陸前高田市心の復興交流事業補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められたが、一部の書類において不備が見受けられたことから、担当課と連携を図り提出書類について各種規定に沿ったものとなっているか十分に精査し、適正に事務執行されるよう改善されたい。

当該事業は、支援団体等が、東日本大震災による被災者自身の積極的な参画の下、被災地の地域のつながり強化、生きがいきづくり等に効果的な支援活動を行い、心の復興を進めるために大きな役割を果たすものと認識している。

しかしながら、本事業費に係る経費の使途が、概ね事務的経費や報償費となっていることから、直接的に被災者の多様な参画や交流機会の創出に経費的には結びついてはいえない状況である。今後、担当課とも連携し、補助経費の使途を検討するとともに、多くの被災者へのアプローチと参画により、心の復興に資する効果的な事業となるよう努められたい。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人 Aid TAKATA

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大地震及び大津波で壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市とその市民に対して、緊急支援活動を行い、さらに復旧復興にむけて、国内外の各種団体・企業との連携を結び、復興支援プログラム推進に関する事業を行い、生命を守る町づくりに寄与することを目的とし、平成 23 年 8 月 24 日に設立された。

イ 補助金の交付

令和 4 年度陸前高田市心の復興交流事業補助金については、令和 4 年 9 月 8 日に補助金交付申請が提出され、令和 4 年 9 月 22 日付けで補助金交付決定を受けている。

令和 4 年度の補助金額は 1,200,000 円であり、新しい交流施設である「ゆめちゃんハウス」を活用し、幅広い年代層の方々が文化や伝統を継承するための交流活動に要する経費に対し、補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和 4 年 9 月 26 日に 950,000 円が請求され、10 月 5 日に指定口座に振り込まれている。また、令和 5 年 4 月 24 日には精算払として 250,000 円が請求され、5 月 2 日指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述した特定非営利活動法人 Aid TAKATA の実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和 4 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
新しい交流施設である「ゆめちゃんハウス」を活用し、幅広い年代層の方々が交流し、文化や伝統を継承するとともに生きがいを生み出すことを目的とする。	1 草刈り・植栽による環境整備を通した生きがいづくり 2 食文化の伝承、地場食材及び地場産品を活用した新たな商品開発	1,212,677

(3) 収支状況

令和4年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	1,200,000	1,200,000	0
自 己 資 金	0	12,677	12,677
計	1,200,000	1,212,677	12,677

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
賃 金	408,000	668,800	260,800
報 償 費	100,000	0	△100,000
旅 費	92,000	0	△92,000
需 用 費	210,100	54,777	△155,323
委 託 料	0	298,100	298,100
賃 借 料	171,600	191,000	19,400
備 品 購 入 費	218,300	0	△218,300
計	1,200,000	1,212,677	12,677

(4) 監査の所見

令和4年度における陸前高田市心の復興交流事業補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、一部書類の不足が見受けられたが、概ね適正であると認められた。

当該事業は、支援団体等が、東日本大震災による被災者自身の積極的な参画の下、被災地の地域のつながり強化、生きがづくり等に効果的な支援活動を行い、心の復興を進めるために大きな役割を果たすものと認識している。しかしながら、自治会組織等の協力を得られなかったこともあり、被災者の参画が十分とはいえない状況も見受けられた。

今後は、担当課とも連携し、多くの被災者へのアプローチを行い、補助団体が当初の事業計画に沿って目的を達成できるよう助言と指導を行い、効果的な事業となるよう努められたい。

令和５年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施 設 名	指 定 管 理 者	所 管 部 課
陸前高田市高田松原地域振興施設	株式会社高田松原	地域振興部観光交流課

2 監査を執行した監査委員

宗 宮 安 宏 監査委員（識見） 木 村 聡 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和４年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

4 監査の期間

令和５年１２月２６日～令和６年１月２５日

概要説明日 令和６年１月２６日

5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市高田松原地域振興施設

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設の目的と運営方針

「食」と「防災」をテーマとし、施設利用者に陸前高田市の魅力を伝える場であるとともに、観光案内、施設内での案内表示やパンフレット、SNS を利用した情報発信を行い、陸前高田市及び三陸沿岸ゲートウェイとしての役割を果たすことを目的としている。

また、県の東日本大震災津波伝承館と併設する施設であることから、県と協力し、震災の教訓とノウハウを展示する等の情報発信、防災グッズの販売、観光案内を通して、防災減災を伝えていく施設として運営し事業を展開していくことを目指している。

イ 施設の概要

(7) 所在地

陸前高田市気仙町字土手影 180 番地

(4) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
延床面積	陸前高田市高田松原地域振興施設	1,500

(7) 開設年月日 令和元年 7 月 1 日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、令和元年 7 月 1 日に株式会社高田松原と「陸前高田市高田松原地域振興施設の管理に関する基本協定」を締結している。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(7) 統括責任者

代表取締役 熊 谷 正 文

(4) 職員の配置

管理監督（常勤）2 名、業務担当（常勤）11 名、（パート・アルバイト）6 名
計 34 名

イ 利用状況

令和 4 年度 月別利用料金

月	利用料金（円）	月	利用料金（円）
4 月	2,190,981	7 月	2,621,626
5 月	3,190,525	8 月	3,833,062
6 月	2,427,912	9 月	2,791,983

月	利用料金（円）	月	利用料金（円）
10 月	3, 223, 323	1 月	1, 734, 254
11 月	2, 734, 961	2 月	1, 586, 213
12 月	1, 942, 580	3 月	3, 427, 443
		合 計	31, 704, 863

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市高田松原地域振興施設条例及び陸前高田市高田松原地域振興施設の管理に関する基本協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

利用者に対するサービス向上や利用者増のため随時イベントを開催し、販売商品を時季ごとに变化させるなど、市外の来場者に対し三陸沿岸及び岩手県内の特産物も取り揃え工夫を凝らしている。また、情報発信としては国、県と連携したホームページにより情報発信し、SNS 等を積極的に活用し市内外の来場者へ向けて広く周知している。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

本施設は高田松原津波復興祈念公園内に整備され、本市の恵まれた地域資源を活用した賑わいの場の再生、地場産業の活性化及び生産者と住民や利用者の交流を図ることを目的として整備された施設である。

ここ数年来の新型コロナウイルス感染症の影響から、物販の売上げの減少や物価高騰による電力等の維持管理費の増加により経営には苦慮しながらも、施設の維持管理と運営に努められていると認識しているところである。

引き続き、施設の適正な管理運営に努められるとともに、三陸ゲートウェイの核となる施設として本市の特産品の販売と情報発信を通じ、交流人口の拡大と地域産業の活性化を図ることを期待するものである。